

経営に資する知的財産活動とは？

～知的財産の本質を考え、経営・事業に役立つ知的財産活動の在り方とは～

企業活動において、知的財産・知的財産権の重要性は認識されていますが、現場では、ともすると特許等の出願・権利取得が目的化しがちであり、本来の経営・事業への貢献という意識が薄れ、結果的に“権利は取ったが、その成果は？”ということになりがちです。

そこで、本講演会では、原点に戻って、そもそも企業の知財活動は何のために行うのか？最近耳にする“知を創り、智を守り、智を活かす”「知的資産経営・知的資産装備」とは何か？それを実現するための創造的知財活動とは？、などについて分かり易くご説明します。

企業の知財責任者、知財担当者はもとより、中小企業の経営者など多くの方に有益な内容ですので、是非ご参加ください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

主催：はままつ知財研究会 協力：(公財)浜松地域イノベーション推進機構

日 時	平成 30 年 6 月 14 日 (木) 14:30~16:45
場 所	アクトシティ浜松コンgresセンター 54 会議室 (浜松市中区板屋町 111-1)
募集人員	50 名 先着順 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
聴 講 料	無 料
内 容	① 「知的資産経営」、「知的資産装備」の重要性、必要性について ② 経営・事業に貢献する創造的知財活動について ③ 第二創業、第三創業 (事業承継) のための知財活動の取り組みについて ④ 知的財産・知的資産を中心軸にしたベンチャービジネスが明日に生き残る 「あなたはブルーオーシャンを見たか？」
講 師	柳野国際特許事務所 所長 弁理士 柳野 隆生 氏 プロフィール ・ 1970年 関西大学法学部・法律学科卒業、弁理士試験合格 ・ 1975年 企業の知財部門を経て柳野特許事務所を開設 ・ 1988年 (株)ノスクマード インスティテュードを設立 主にベンチャービジネスの育成支援を実施 ・ 2017年 特許庁長官表彰「知財功労賞」を受賞  産業財産権にかかわる法的業務を遂行すると同時に、他方では知的財産・知的資産の企業経営における重要性を早くから認識し、弁理士としての法律的視点を超えて、「知」をベースとした企業経営、つまり「知的財産重視型経営」を提唱している。斜陽産業や飽和市場をブレークスルーするのは経営のすべての局面における「知」すなわちアイデアや工夫の積み重ねだと考えている。「知を創り、智を守り、智を活かす」ことの支援で企業と社会の発展に貢献することを行動基準として、①知的財産権業務、②研究開発支援、③ベンチャー育成およびベンチャー系経営開発、④トップ育成の大きく4つの分野にまたがる活動を通して、知の開発、保全、展開、再生産に至る企業文化としての生態系作りの支援を行っている。 著書：「21世紀をめざす研究開発型企業」、「技術保護と工業所有権法」、「超パテント戦略」、「ビジネスモデル特許のすべて」など

お問合せ・
お申込み先

平成 30 年 6 月 5 日（火）までに、下記受講申込書をご記入のうえ FAX 又は E-MAIL にて浜松地域イノベーション推進機構までお申込み下さい。

FAX 053-450-2100 E-MAIL search@hai.or.jp

TEL 053-489-8111

事業推進部 企業支援グループ 西野・石井

※お申込みに対する受諾のご連絡はいたしませんので、直接会場へお越しください。

FAX：053-450-2100 (公財)浜松地域イノベーション推進機構 企業支援G(西野) 行き

平成 30 年 6 月 14 日「経営に資する知的財産活動とは？」受講申込み

受講者氏名		はまつ知財研究会 ○をつけてください	会員	・	非会員
会社・部課名					
住 所	〒				
電話番号					
E-mail					

※本セミナー申込みに際しご提供いただいた個人情報は、本セミナーへの申込みの確認及び各種セミナー・講習会等へのご案内以外には使用いたしません。